

# 公 告

酒蔵を活用した観光地づくり調査業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和7年7月24日

福井県知事 杉本 達治

## 1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務名 酒蔵を活用した観光地づくり調査業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 内容 「酒蔵を活用した観光地づくり調査業務にかかるプロポーザル実施要領」のとおりに
- (4) 提案上限額 3,152,000円（消費税および地方消費税を含む）

## 2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、「酒蔵を活用した観光地づくり調査業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「応募資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けたものとする。

- (1) 本業務に係る担当者は下記の経験を有すること。
  - ・建築士およびヘリテージマネージャーの資格を保有すること。
  - ・登録文化財調査業務・保存活用計画等、文化財に関する業務の経験を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 本委託業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと
- (4) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、企画提案書提出締切時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること

### 3 応募方法等

「酒蔵を活用した観光地づくり調査業務にかかるプロポーザル実施要領」による

※応募資格認定申請申込期日：令和7年8月4日（月）

企画提案書提出期日：令和7年8月18日（月）

### 4 受託者の選定・契約等

「酒蔵を活用した観光地づくり調査業務にかかるプロポーザル実施要領」による

### 5 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は受け付けない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出に関する経費は全額提出者負担とする。
- (4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。